

2019 年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

1. 2019 年度法学部 FD 活動方針

法学部 FD 活動においては、大学および学部自己点検・評価委員会および全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携しながら、FD 活動に特化した方針を設定し、具体的な活動を実施していくことを、本年度の活動方針とする。

2. 2019 年度法学部 FD 活動計画

具体的な活動計画は、以下のとおりである。

(1) 演習関連の課題

①ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2019』及び『利用の手引き』につき、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また、全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。

②キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携（授業の振替や、教員による事前・事後の指導）を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3 年次生対象には、低年次生とは異なり法学部独自のキャリア教育プログラムは実施していないが、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促す。

③2019 年度 Q2～Q4 で実施されるミドル演習、アドバンスト演習の実施状況を検証し、将来の制度改革に向けて適宜検討していく。

(2) Q2 での学びに関する課題

「海外法文化研修」については、応募者が前年度より減少し、2019 年度はマッコーリー大学（オーストラリア）での研修のみとなる。2019 年度の研修および成果を踏まえ、2020 年度の実施に向けて検討を重ねる。

(3) 司法特修コースの運用に関する課題

司法特修コースについては、すでに 2019 年度入学生から適用されることが決定している。実際にコースが開始されるのは 2020 年度からになるため、法科大学院とのさらなる連携を図るべく、学びの意欲が高い学生に対するよりよい環境をつくる。

(4) 学生セミナー室の利用に関する課題

法学部は 2019 年度 9 月より利用を開始し、ミドル演習・アドバンスト演習のクラスを割り当てることになっているが、利用対象や運用方法に関しては、2019 年度の実施状況の検

証を踏まえ、よりよい学習環境の整備のため、適宜見直しを図る。

(5) 法学会関連の活動

法学会が教員及び学生の研究を促進する目的で組織されていることから、その本来の目的を確実に実現すべく、予定された諸活動を実施する（各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）。

(6) 法学部ゼミナール委員会関連の活動

ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する（サマーセミナー、機関紙『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティー、新入生歓迎交流会など）。

(7) FD 企画等の活動

全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部の FD 研修会を企画実施する。全学 FD 委員会主催又は他学部主催の FD 研修会・講演会についても、FD 委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることとする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観については、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。

以上